

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省31—⑨)

施策名	目標3－3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)								担当部局名 水環境課 閉鎖性海域対策室 地下水・地盤環境室 海洋環境室 環境管理技術室	作成責任者名 (※記入は任意) 熊谷 和哉(水環境課長) 堀上 勝(地下水・地盤環境室長) 中野 哲哉(閉鎖性海域対策室長) 中里 靖(海洋環境室長) 酒井 雅彦(環境管理技術室長)																																												
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。更に、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。								政策体系上の位置付け 3. 大気・水・土壤環境等の保全																																													
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。					目標設定の考え方・根拠	環境基本法第16条に定める環境基準 湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖沼の湖沼水質保全計画 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減基本方針 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 水循環基本計画 琵琶湖の保全及び再生に関する法律			政策評価実施予定期間 平成31年8月																																												
測定指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="8" style="text-align: center;">年度ごとの目標値</th> </tr> <tr> <th colspan="8" style="text-align: center;">年度ごとの実績値</th> </tr> <tr> <th>26年度</th><th>27年度</th><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th><th>元年度</th><th>2年度</th><th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">99.1</td><td style="text-align: center;">99.1</td><td style="text-align: center;">99.2</td><td style="text-align: center;">99.2</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td></td></tr> </tbody> </table>	年度ごとの目標値								年度ごとの実績値								26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		—	—	—	—	—	—	—		99.1	99.1	99.2	99.2	—	—	—		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
年度ごとの目標値																																																						
年度ごとの実績値																																																						
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度																																																
—	—	—	—	—	—	—																																																
99.1	99.1	99.2	99.2	—	—	—																																																
1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	— —	100% —	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>26年度</th><th>27年度</th><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th><th>元年度</th><th>2年度</th><th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">99.1</td><td style="text-align: center;">99.1</td><td style="text-align: center;">99.2</td><td style="text-align: center;">99.2</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td></td></tr> </tbody> </table>	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		—	—	—	—	—	—	—		99.1	99.1	99.2	99.2	—	—	—		環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、人の健康の保護を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。																										
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度																																																
—	—	—	—	—	—	—																																																
99.1	99.1	99.2	99.2	—	—	—																																																
2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)	— —	100% (河川) (湖沼) (海域) 【全体】	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>26年度</th><th>27年度</th><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th><th>元年度</th><th>2年度</th><th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">93.9</td><td style="text-align: center;">95.8</td><td style="text-align: center;">95.2</td><td style="text-align: center;">94.0</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">55.6</td><td style="text-align: center;">58.7</td><td style="text-align: center;">56.7</td><td style="text-align: center;">53.2</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">79.1</td><td style="text-align: center;">81.1</td><td style="text-align: center;">79.8</td><td style="text-align: center;">78.6</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">89.1</td><td style="text-align: center;">91.1</td><td style="text-align: center;">90.3</td><td style="text-align: center;">89.0</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td></td></tr> </tbody> </table>	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		—	—	—	—	—	—	—		93.9	95.8	95.2	94.0	—	—	—		55.6	58.7	56.7	53.2	—	—	—		79.1	81.1	79.8	78.6	—	—	—		89.1	91.1	90.3	89.0	—	—	—		環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。		
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度																																																
—	—	—	—	—	—	—																																																
93.9	95.8	95.2	94.0	—	—	—																																																
55.6	58.7	56.7	53.2	—	—	—																																																
79.1	81.1	79.8	78.6	—	—	—																																																
89.1	91.1	90.3	89.0	—	—	—																																																
3 地下水における水質環境基準の達成率(%)	— —	100% —	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>26年度</th><th>27年度</th><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th><th>元年度</th><th>2年度</th><th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">94.2%</td><td style="text-align: center;">93.8%</td><td style="text-align: center;">94.2%</td><td style="text-align: center;">93.9%</td><td style="text-align: center;">94.5%</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td></td></tr> </tbody> </table>	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		—	—	—	—	—	—	—		94.2%	93.8%	94.2%	93.9%	94.5%	—	—		環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、地下水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。																										
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度																																																
—	—	—	—	—	—	—																																																
94.2%	93.8%	94.2%	93.9%	94.5%	—	—																																																

4	閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等	-	-	-	別紙の通り								閉鎖性海域については、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減基本方針等のもと、各海域の水質改善の状況を的確に把握し、水質保全を図ってきたところであり、当該水域の環境基準達成率は、対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定したもの。						
5	地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える沈下が発生していない地域の割合について100%を目指す。	-	-	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第2条第3項で「地盤の沈下」は公害の一つとして位置付けられている。建築物等の基礎杭の許容応力度計算において年間2cmを超える地盤沈下については負の摩擦力を考慮することが推奨された経緯から(旧建設省による通達、昭和50年住指発第2号)、測定指標として選定したもの。						
測定指標		目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠													
6	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)	0	-	赤泥は平成26年度末に海洋投入処分が終了し、平成27年度以降、海洋投入処分が行われる見込みはない。建設汚泥についても平成28年度末に海洋投入処分の許可期間が終了したため、平成30年度以降は、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量を0万トンとすることを目標とする。															
7	アジア地域等における水環境ガバナンスの強化と我が国企業の水処理技術の海外展開の促進	-	-	水循環基本計画(平成27年7月閣議決定)等に基づき、水環境の悪化が顕著なアジア地域等において、我が国の水環境行政に係る経験や技術の共有等を図ることで、当該地域における水環境ガバナンスの強化に資するとともに、我が国企業が有する優れた水処理技術の海外展開を促進するなど、国際的な水環境問題の解決に寄与することを目標とする。															
8	水環境中の放射性物質濃度測定実施都道府県数	-	-	放射性物質の常時監視に関する検討会報告書(平成25年12月)において、公共用水域及び地下水の測定地点は日本全国をバランスよく監視できるよう選定することとされており、全都道府県において放射性物質濃度を測定することが必要であることから、測定指標として選定したもの。															
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等										平成31年 行政事業レビュー 事業番号			
	28年度	29年度	30年度	31年度															
(1) 水質環境基準検討費 (平成22年度)	182 (166)	173 (143)	171 (143)	172	1,2	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準項目等の追加・基準値の見直し、公定分析法等の検討・策定、水域類型当てはめ及び見直しを行うための情報収集・検討 <p><達成手段の目標(令和元年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な科学的判断の基に、必要な環境基準項目等の追加・基準値の見直し、公定分析法等の検討・策定、水域類型当てはめ及び見直しを行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域における水質環境基準達成状況等の改善に寄与する。 	121												
(2) 排水対策推進費 (平成23年度組替)	87 (84)	107 (102)	104 (87)	67	1,2	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法の施行状況や排水の排出実態を把握するための調査 ・現在排水規制の対象とされていない項目について、規制の必要性を判断するための調査・検討 ・暫定排水基準の撤廃・強化に向けた排水処理技術の開発・普及・検討 <p><達成手段の目標(令和元年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を適切に規制するために必要な調査・検討 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を適切に規制するために必要な調査・検討を行い、公共用水域における水質環境基準達成状況等の向上に寄与する。 	122												

(3) 水質関連情報利用基盤整備費 (平成23年度組替)	31 (35)	30 (45)	30 (31)	30	1,2	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水質監視業務関連システム」、「水質環境総合管理情報システム」及び「全国水生生物調査システム」について、システムの効率的な一括運営(保守・管理、更新) <p><達成手段の目標(令和元年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境関連情報の提供・更新等(公共用水域水質データ、水浴場水質データなど) <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを用いて効率的に常時監視結果の収集を行うとともに、広く国民に水環境関連情報をわかりやすく発信することにより、水環境保全施策の推進に寄与する。 	123
(4) 総量削減及び閉鎖性海域管理推進費 (昭和53年度)	94 (84)	95 (89)	126 (119)	129	4	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生源別汚濁負荷量等の状況を経年的に把握し、水質総量削減等の対策の効果を確認 ・新たな環境基準等を踏まえた総合的な水環境改善対策の推進 <p><達成手段の目標(31年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京湾、伊勢湾等における汚濁負荷量の削減 ・閉鎖性海域における水環境改善のための総合的な実態調査及びデータ分析 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生負荷量と水質改善状況を経年的に把握し、これをもとに総合的な水環境改善対策を検討し、着実に推進を図ることにより、閉鎖性海域の環境基準の達成率の向上に寄与する。 	124
(5) 有明海・八代海等再生評価支援事業費(有明海・八代海総合調査評価委員会経費を含む) (平成19年度)	132 (131)	131 (126)	131 (129)	134	4	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有明海・八代海等総合調査評価委員会における再生に向けた検討に資するための各種調査の実施 <p><達成手段の目標(31年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有明海・八代海等の再生に向けた評価の実施 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境特性の把握、課題の解明に必要な調査を実施することにより、有明海・八代海等総合調査評価委員会における再生に向けた検討を行い、当該海域での水環境改善に寄与する。 	125
(6) 豊かさを実感できる海の再生事業 (平成22年度)	135 (135)	135 (134)	109 (96)	118	4	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・湾・灘ごとの実情を踏まえた「きれいで豊かな海」の確保に向けた方策の検討 <p><達成手段の目標(31年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境の変化状況や底質・底生生物調査の結果等の分析・評価 ・海域の管理方策の在り方の取りまとめに向けた検討 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境の変化状況等を評価し、湾・灘ごとの実情に応じた海域管理方策の検討を行うとともに、地域の課題に対する取組を推進することで生物多様性・生物生産性の確保された「きれいで豊かな海」の実現に寄与する。 	126
(7) 湖沼環境対策等推進費 (平成23年度組替)	37 (33)	37 (29)	47 (47)	38	2	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖沼の水質汚濁メカニズムを解明し、新基準等に対応した効果的な水質保全対策の実施手法を検討 ・新たな基準等や課題を踏まえた湖沼の水質保全制度の見直し検討 <p><達成手段の目標(令和元年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新基準等に対応する水質保全対策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖沼の特性及び汚濁原因に応じた、効果的な水質保全対策を検討することにより、湖沼の水質改善の推進に寄与する。 	127

(8) 地下水・地盤環境対策費 (平成30年度)	77 (73)	72 (68)	77 (69)	78	3, 5	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下状況調査結果の取りまとめ公表 ・適正な地下水の保全と利用のための管理方策の検討 ・水質汚濁防止法に基づく地下水の水質の汚濁の状況の結果をとりまとめるとともに、汚染原因等を分析し、結果を公表 ・水循環基本計画に基づく地下水マネジメントの推進にあたり、地域の関係者間の合意形成を図るために必要とされる、地下水の収支・挙動や汚染メカニズムや対策効果等の可視化を可能とし、地域の関係者が使用可能なシミュレーションモデルの構築に向けた検討を行う。また、地下水環境基準項目の中で超過率が最も高く、超過が長期にわたり継続している硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策として、地域が主体となった取組の推進を行うためのガイドライン(案)の策定に向けた検討を行う。 <p><達成手段の目標(31年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水の実態に基づいた新たな地下水採規制のあり方の検討に向け、地下水採取量や地盤沈下量の経年データを整理 ・全国の常時監視地点の地下水の水質汚濁の状況を「地下水質測定結果」としてとりまとめ、毎年度公表 ・仮構築したシミュレーションモデルの改良を行う。また、硝酸性窒素等対策ガイドラインの策定に向けた検討を進める。 ・地下浸透基準値が設定されている有害物質29項目について、地下浸透基準の見直しに必要な物質の挙動等の科学的知見を収集し、その情報を基に地下浸透規制のあり方を検討し、取りまとめを行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水流域全体の地下水・地盤環境情報を統合的に捉え、流域の地域特性を踏まえた地下水・地盤環境の管理手法の確立により、地盤沈下の防止を図るとともに、持続可能な地下水の保全と利用に資する。 ・地下浸透規制の適正化、また、全国の地下水質の汚染状況を把握した上で、地域における地下水マネジメントの実現による健全な地下水環境の維持により、国民の健康の保護・生活環境の保全を図ることに寄与する。 	128
(9) 国際的水環境改善活動推進等経費 (平成22年度組替)	111 (101)	132 (126)	102 (75)	70	7	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国の農村地域等に適した水環境管理技術の導入実証モデル事業、国際セミナー等の実施 ・水環境の悪化が顕著なアジア・モンスーン地域において、水環境管理に携わる関係者間の協力体制の構築、各国の政策課題分析や政策担当者の能力向上への支援 <p><達成手段の目標(令和元年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国の畜産排水処理改善に向けた技術提言等の実施 ・アジアの水環境改善に向けた知見の収集、各国支援の実施および年次会合、ワークショップ等の開催 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動成果を各国関係者間で共有することにより、各国の政策立案、技術の普及、政策担当者の能力向上等を推進し、国際的な水環境問題の改善に寄与する。 	129
(10) 海洋環境関連条約対応事業 (昭和61年度)	74 (93)	74 (71)	76 (76)	84	6	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロンドン条約、マルポール条約やバラスト水管理条約等の遵守について適切に対処 ・国際的な動向を把握 ・海洋投入処分の許可制度の適正な施行 <p><達成手段の目標(30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の海洋投入処分量の削減等 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境保全関連条約に関する海外の動向、国内の状況等の情報を踏まえて廃棄物の海洋投入処分に関する在り方等を検討し、海洋投入処分量の削減を図り、もって海洋環境の保全に資する。 	130
(11) 海洋環境モニタリング推進事業 (平成10年度)	79 (63)	79 (72)	79 (73)	81	6	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋汚染等防止法に基づき実施される「廃棄物の海洋投入処分」が行われた海域の汚染状況を調査 <p><達成手段の目標(30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果の公表 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境における汚染物質の状況、海洋汚染等防止法に基づき実施される「廃棄物の海洋投入処分」が行われた海域の汚染状況、バックグラウンド数値の経年的変化を適切に把握することにより、廃棄物の海洋投入処分に係る規制の適切な実施、廃棄物の海洋投入処分に関する在り方の検討等我が国周辺海域における海洋環境保全対策の効果的な実施に資する。 	131

(12) ロンドン議定書実施のための不発弾陸上処理事業(平成19年度)	868 (867)	985 (985)	757 (756)	801	6	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度及び平成28年度に発見され、陸上自衛隊が安全化措置を実施した不発弾について、陸上自衛隊の所要の指導監督の下、民間事業者において処理(平成27年度中に発見された不発弾は平成30年度中に処理を完了。平成28年度に発見された不発弾は、平成30年度から平成31年度にかけて処理を実施。) <p>※4年の国庫債務負担行為として事業を実施</p> <p><達成手段の目標(30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不発弾の陸上処理体制の整備・運用により、海洋投入処分による不発弾処理件数「0」とする。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不発弾について、引き続き適正に陸上での処理を行うことで、海洋投入処分量の削減に資する。 	132
(13) 漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業(平成19年度)	3,129 (2,967)	3,178 (3104)	3,305 (3,211)	3,740	9	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・漂流・漂着・海底ごみの実態把握 ・発生抑制対策について検討 ・都道府県等が実施する漂流・漂着・海底ごみの回収・処理や発生抑制対策等の取組に対して補助金を交付 ・東アジア等における海洋ごみ調査に係る人材の育成 ・モニタリング手法の調和に向けた国際連携の実施 ・河川・湖沼におけるマイクロプラスチックの存在実態把握 <p><達成手段の目標(令和元年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・漂流・漂着・海底ごみ対策の総合的かつ効果的な推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・漂流・漂着・海底ごみの実態把握、回収・処理の推進、原因究明及び発生抑制対策の実施等により、各地域において総合的かつ効果的な漂流・漂着・海底ごみ対策を推進する。また、各国・国際機関等と連携し、主要排出国等への効果的なアウトロードを行なう。 	133
(14) 我が国の優れた水処理技術の海外展開支援(平成25年度組替)	90 (90)	84 (86)	84 (98)	86	7	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募を通じて選定した民間事業者による実現可能性調査(FS)や現地実証試験を支援し、我が国水関連企業の有する優れた水処理技術の海外展開を促進・支援する。 <p><達成手段の目標(令和元年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実現可能性調査(FS)や現地実証試験を通じ海外展開実績の増加を図る <p><政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国企業の海外進出を支援することにより国際的な水環境の改善に寄与する。 	134
(15) 国連大学拠出金(アジア水環境分野におけるSDGs達成施策モデル構築事業)(低炭素型水環境改善システム研究事業を名称変更)(平成26年度)	90 (90)	90 (90)	90 (90)	90	7	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアにおける水環境管理の知識共有基盤であるWEPAデータベースをSDGs目標6達成指標の評価や分析等に活用するための方策に係る検討を行うとともに、WEPA加盟国におけるSDGs目標6に係る認識及び取組状況を調査しデータを収集する。また、SDGs目標6の達成度合いや他の目標に対する波及効果等を示すことが可能なシミュレーションモデルを開発し、モデルを活用することにより、WEPA加盟国におけるSDGs目標6達成経路及び目標達成までの行動(ロードマップ)をとりまとめる。 <p><達成手段の目標(令和元年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDGsが描く水環境像を実現するための最適な社会・経済・政策上の経路を明確にすることで、SDGs目標6の達成に貢献するとともに、アジアの政策担当者の能力向上等に活用する。 <p><施策の達成すべき目標への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境改善の制度的・技術的取組がアジア各国におけるSDGs目標達成にどのように貢献するかを明らかにし、国際的な水環境問題の解決に寄与する。 	135
(16) 放射性物質による水質汚濁状況の常時監視(平成26年度)	83 (75)	75 (76)	75 (78)	76	8	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境中の放射性物質による水質汚濁の状況を常時監視するため、公共用水域及び地下水において、水質等の放射性物質の測定を実施、結果をとりまとめ公表する。 <p><達成手段の目標(令和元年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域及び地下水について、それぞれ全国110地点規模での放射性物質の状況把握。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境中の放射性物質の存在状況を把握することにより、水環境の保全施策の推進に寄与する。 	136

(17) 健全な水循環に係る総合対策推進費(平成27年度)	54 (45)	55 (28)	51 (27)	46	1,2	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動が湖沼の水質等に与える影響について、モデル湖沼におけるシミュレーションによる定量的な影響予測及び評価を行い、その影響に対する適応策を取りまとめる。 ・民間の主体的・自発的取組の促進と官民連携の機会の場を創出する官民連携事業を推進する。 <p><達成手段の目標(令和元年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動によるモデル湖沼の水質・生態系への影響予測および適応策の検討を行う。 ・水環境に係わる官民連携の機会の場を創出する官民連携事業を実施する。 <p><政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動が水質及び生態系に与える影響を適切に把握し、将来の気候変動に伴い想定される影響に対して適切な適応策を講じることにより、水環境の保全に寄与する。 ・民間の主体的・自発的取組の推進と官民連携の機会の場の創出により、国民が水環境の重要性について意識を高めることに寄与する。 	137
(18) 琵琶湖保全再生等推進費(平成29年度)	-	30 (30)	39 (37)	39	2	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質だけでなく生態系を含めた琵琶湖の現状の把握、解析モデルによる影響要因や影響度の分析、環境修復実証事業(モデル事業)による効果検証等といった新たな手法により、湖辺の環境修復対策等の検討を行う。 <p><達成手段の目標(令和元年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖辺の環境修復対策等の検討を行い、琵琶湖の水質及び生態系の保全及び再生の実現に寄与する。 <p><政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質及び生態系の保全及び再生のための効果的な湖辺の環境修復対策等の検討を行うことにより、湖沼の水質汚濁を防止し、環境基準の達成率の向上に寄与する。 	138
(19) 二国間水環境改善活動推進費(令和元年度)	-	-	-	25	7	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシアの地方行政官を対象とした水質モニタリング法や監査等の法遵守に関する能力構築を図ると共に、インドネシアの地方都市と協力した住民啓発等を実施する。 ・インドネシアの湖沼の水質改善につなげるため、日本の水質保全施策、管理体制等についての研修や現地視察等を実施する。 <p><達成手段の目標(31年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市間連携の協力により現地地方行政官の能力構築を図る。 ・湖沼管理に関する協力により現地行政官の能力構築を図る。 <p><政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシアにおける公共用水域の水質汚濁の改善や現地行政官の人材育成、能力向上等を図ることで、国際的な水環境の改善に寄与する。 	新31-0012
(19) 環境測定等に関する調査費(昭和50年度) 【関連31-⑦、関連31-⑩】	-	-	-	-	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境測定分析に従事する諸機関が、均一に調整された環境試料を指定された方法又は任意の方法により分析することによって得られる結果と前処理条件、測定機器の使用条件等との関係、その他分析実施上の具体的な問題点等の調査を行う。 <p><達成手段の目標(平成31年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の分析機関におけるデータのばらつきの程度に関する実態を把握する。 ・分析機関の分析者が自己の技術を客観的に認識して、環境測定分析技術の一層の向上を図る。 ・各分析法についての得失を検討して、分析手法、分析技術の改善を図る。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境測定分析の精度の向上を図り、環境測定データの信頼性を確保することにより、正確な水環境の測定が可能となり効果的な施策を講じることにより、水環境の保全に資する。 	115 【関連31-⑦、 関連31-⑩】
施策の予算額・執行額	5,353 (5,132)	5,562 (5,404)	5,453 (5,242)	5,558	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>・環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 第2部環境政策の具体的な展開 第3章重点戦略を支える環境政策の展開 第4節環境リスクの管理 第4部環境保全施策の体系 第1章環境問題の各分野に係る施策 第4節水環境、土壤環境、地盤環境、海洋環境の保全に関する取組 水循環基本計画(平成27年7月10日閣議決定) 瀬戸内海環境保全基本計画(平成27年2月27日閣議決定) 海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針(令和元年5月31日閣議決定)</p>	

4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)

別紙

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						
	基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—
			100	—	77.3 98.2	78.0 96.5	76.7 96.5	74.3 98.2	74.3 96.5	—	—
大阪湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—
			100	—	66.7 100	66.7 100	75.0 100	75.0 100	66.7 100	—	—
東京湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—
			100	—	63.2 83.3	63.2 83.3	63.2 66.7	63.2 100	63.2 66.7	—	—
伊勢湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—
			100	—	56.3 85.7	50.0 71.4	68.8 71.4	62.5 85.7	43.8 85.7	—	—
赤潮の発生件数[件] (瀬戸内海/有明海/八代海)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	83/40/16	97/37/11	80/35/25	78/39/19	71/38/13	—	—